

市内の事業者の皆様へ

障がいのあるかたへの理解を深める出前講座のご案内（無料）

障害者差別解消法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から事業者による障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が義務化されました。

本市では、平成 29 年 4 月に「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指しており、令和 6 年 4 月から障がいのあるかたへの理解を深めていただくため、出前講座を実施しています。

■ 講座内容（無料で講師派遣）

- ・「障害者差別解消法とは？」
- ・「共に生きる社会づくり条例とは？」
- ・「障がい者差別って、どういうこと？」
- ・「合理的配慮の提供の義務化」って、何をすればいいの？
- ・「障がいのあるかたとの接し方は？」 など



○市職員及び障がいのあるかたなどが事業所等に出向いて、分かりやすく説明いたします。

○合理的配慮の具体的な対応例の紹介や障がい（身体・知的・精神）の種別に合わせた内容など講座内容はご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。



■ その他（講座に関すること）



- ・ 講師費用 : 無 料（費用は、市が負担いたします。）
- ・ 日 時 : 平日 9 時から 16 時まで 1 時間程度
(講座時間は相談に応じます。)
- ・ 申込人数 : 概ね 10 名以上の事業所など
- ・ 開催会場 : 講座申込されるかたがご用意、ご負担いただきます。
- ・ 開催希望日の 2 か月前までにお申し込みください。

裏 面 に 続 き ま す。

障害者差別解消法とは？

○障害者基本法に規定する「差別の禁止」の基本原則を具体化した法律

平成 28 年 4 月に施行され、行政機関等や事業者に対して、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いを禁止」するとともに、「合理的配慮の提供」を求めることを規定。
(合理的配慮の提供は、過重な負担がない範囲において、行政機関等は『義務』、事業者は『努力義務』とされた。)



令和 6 年 4 月から事業者による障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が義務化された。

「障がいを理由とする差別」とは、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

① 不当な差別的取扱いとは？

正当な理由もなく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否、制限、条件などを付けたりすること。

② 合理的配慮の提供とは？

障がいのあるかたから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うこと。

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例とは？



○平成 29 年 4 月に、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいのある人に対する差別を解消し、障がいのある人の権利を尊重する取組を推進するため制定。

※令和 6 年 4 月に障害者差別解消法の改正に伴い、事業者の障がいのあるかたへの合理的配慮の規定を義務化に改正)

【申し込み 問い合わせ先（発行）】

青森市福祉部 障がい者支援課 相談チーム

〒030-0801

青森市新町 1 丁目 3 番 7 号（駅前庁舎 1 階）

電話：017-734-5319

FAX：017-734-5329

メール：shougai-shien@city.aomori.aomori.jp